

「安仁屋本おもろさうし」に付された区切り
点について：オモロ研究史と関連させて

島村, 幸一 / SHIMAMURA, Koichi

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

21

(開始ページ / Start Page)

189

(終了ページ / End Page)

233

(発行年 / Year)

1995-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002600>

「安仁屋本おもろさうし」に付された

区切り点について―オモロ研究史と関連させて―

島村 幸一

1

『おもろさうし』には、大きく二系統の写本が存在する。尚家本と安仁屋本の『おもろさうし』である。しかし、オモロの研究は、伊波普猷のオモロ研究に大きな影響を与え、研究の先駆者であった田島利三郎以来、安仁屋本系のテキストが中心になってきた。その研究の流れは、現在でも概ね変わらないのである。

現在伝わる『おもろさうし』は、その扉書きから嘉靖一〇年（一五三二）、万曆四一年（一六一三）、天啓三年（一六二三）の三回以上にわたって編纂された『おもろさうし』ではなく、康熙四九年（一七一〇）に書き改められたものである。周知のように、首里城は幾度となく炎上しているが、書き改めの前年にも大規模な災禍を受けている。その際に、『おもろさうし』は焼失したのであった。

ために、急速再編纂（書き改め）が行われたのであった。再編纂は、『おもしろさうし』の奥書きの記載からその作業に携わったスタッフがわかるが、実はそのスタッフは、沖繩最古の辞書『混効験集』の編纂メンバーと重なっているのである。安仁屋本に付された「言葉聞書」（いわゆる「原注」と、『混効験集』のオモロ語注の内容が、大部分一致しているのはこのためである。『混効験集』の成立は、書き改めから一年遅れた康熙五〇年（一七一二）であるが、編纂メンバーの家譜史料からかなり遡る時点から作業が始まっていることがわかっている。つまり、『混効験集』の編纂事業は『おもしろさうし』書き改め作業に先行して行われていたものであり、オモロ語注を多く手がけていたスタッフが、俄に生じた書き改め作業に当たったということなのである。短い期間で再編纂が完了したのも、このような経緯があったからだろう（註一）。

ただし、書き改めの作業結果は、充分なものだとは言えないものである。第一巻冒頭の三〇首と第三巻後半部との重複、第四巻後半部七首と第六巻前半部と第二〇巻後半部との重複、第一七巻後半部三〇首と第一八巻前半部との重複、第一九巻後半部一三首と第二〇巻後半部との重複は、いずれもそれぞれほぼ一連の順序で重複しているオモロ群である。さらに、第一一巻と第二一巻との間にも重複が多くみられ、第二一巻はその内部に錯巻が生じている。これらは、書誌的な理由によって起こった重複や混乱であることが自明であり、『おもしろさうし』が当初から持っていたとは考え難い。おそらく、これは『おもしろさうし』焼失による新たな編纂過程の中で発生したもので、再編纂作業において整理されぬままになってしまったのだと思われる。この外にも、「ふし名」のあり方から、一部だろうが散逸したオモロの存在を想定せざるを得ないこともわかっている（註二）。すなわち、『おもしろさうし』は決して書き改めによって完全に元の状態に復元されたものなどではなく、現在の『おもしろさうし』とそのまま連続していないということである。このことは、一部の研究者にしか注目されていないが、『おもしろさうし』を考えてゆく上で極めて重要な点である。

書き改めで、二部の『おもしろさうし』が作られた（『おもしろさうし』奥書き）。一部は、王城に格護され琉球処分後に尚家に移った尚家本『おもしろさうし』、もう一部は「言葉聞書」が付けれられ「おもしろ主取」家に格護された安仁屋本『おもしろさうし』である。拙論冒頭で述べた研究史上重視されてきたテキストは、この「おもしろ主取」家に格護されてきたものである。

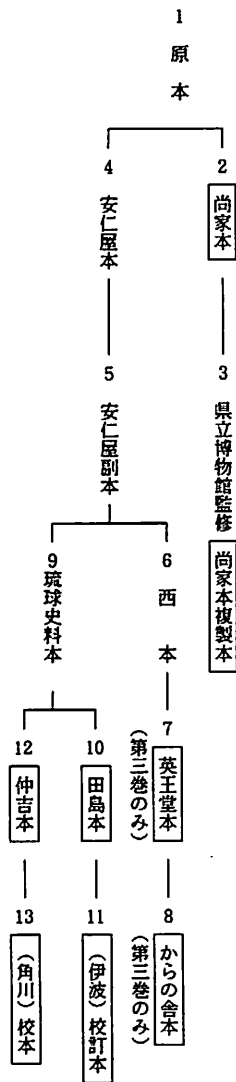
2

研究上、安仁屋本が重要視されてきたことは、現在の最良のテキストだといってよい『校本おもしろさうし』（外間守善・仲原善忠編・角川書店 昭40年）が、安仁屋本の曾孫本に当たる仲吉本を底本に据えていることによく物語られている。『校本』は、オモロが多くの人々に普及することになった『日本思想大系 おもしろさうし』（外間守善・西郷信綱・岩波書店 72年）の本文にそのまま利用されておき、さらに昨年（93年）出された『おもしろさうし』（外間守善・角川書店）にも使われていて、

安仁屋本が重視されたオモロ研究は定着している観がある。

しかしながら、安仁屋本が現存するならともかく、この本は沖繩戦の中で行方不明になったとされておろ(註④)、現在我々はこの本を田島利三郎が行った田島本との校異によってしか、知ることができないのである。書き改め時に編纂された尚家本が存在しているにもかかわらず、書誌的に数段も下位にある仲吉本が、『校本』の底本になるのはどうしてなのだろうか。これが、問題なのである。

〈図1〉



*□でかこったものは、現存しているもの。

『おもろさうし』概説「池宮正治」『解説おもろさうし』ひるぎ社昭55年

〈図1〉に示したごとく、『おもろさうし』の諸本の系統は尚家本が子本を生んでいない(註④)の対して、安仁屋本は廃藩時に謄写された安仁屋副本をはじめとして、西本、英王堂本、からの舎本、琉球史料本、田島本、仲吉本等が書写され、『校訂おもろさうし』(伊波普猷・南島談話会 大14年)、

『校本』、『岩波本』等の活字本を生み出しているのである。オモロ研究は、安仁屋本が必要され研究の中心を担ってきたのである。その理由は、幾つか考えられよう。

第一には、明治期の県知事、丸岡莞爾(在任明21〜25年)が、「琉球史料」と名付けて沖繩関係資料六〇余巻を集めて県庁に設置した中に『おもろさうし』が含まれていて(琉球史料本)、それが安仁屋本(安仁屋副本)を謄写したものである。この琉球史料本からは、さらに田島本(『校訂本』の底本となる)、仲吉本(仲吉朝助旧蔵本、『校本』の底本となる)が謄写され、二本が実質的にオモロ研究を担ってゆくのであった。両本が、いずれも琉球史料本を親本としているのは偶然なことではなく、史料本が公的な機関の管理下であって比較的に閲覧しやすい状態にあったのだと考えられる。一方、尚家本はどうだったのか。「おもろ研究の草分けとおもろ双紙の異本」(伊波普猷『沖繩日報』昭九年)には、「一時代前までは、この原本(尚家本のこと、筆者註⑤)を披見するのは、容易な事ではなかった」ことが述べられている。やはり、尚家に格護されたこの本を閲覧することは、難しかったのである。しかし、伊波の同論文には「十一月廿日の貴紙の記事に出た、尚家の『おもろさうし』を図書館が謄写して、郷土研究室に備へ付けるといふ記事は、自分に関係が深いだけに、一入面白く拝見しました」とあり、これに先に引いた記述が続く、その後「それが一般学徒に公開される機運になったのは、確かに沖繩の一進歩だ、と喜んでみます」という、注目すべき記述があるのである。伊波の記事によれば、この論文が出た前年の十一月には、当時の沖繩県立図書館郷土研究室に、

尚家本の謄写が入って公開される「機運」になったというのである。この本は、おそらく「沖縄県立沖縄図書館所蔵郷土史料目録」(法政大学沖縄文化研究所 昭57年)中の「昭和四年目録刊行後ノ郷土史料目録」に見える「おもろ御さうし 首里王府編 康熙四十九年(分類)九九五 (番号)七六(冊数)二二 (表装)和」のことだと推察される。尚家本も、この時期には謄写本が生まれ、研究に利用できる状態になっていたのである(注⑩)。ということは、安仁屋本が研究上重視されてきた理由として、この系統の本が比較的利用可能な状態にあったことは言えても、決定的な理由とは言えないということになる。では、これに加えて他にどのような理由が考えられるのか。

それは、まず安仁屋本には尚家本にはない「言葉聞書」があって、オモロの理解を助けてきたという経緯があげられる。さらに、安仁屋本にはオモロが謡われている息継ぎが反映されるとされる区切り点が付けられており、この系統の本が重視されてきたのである。それともう一つ、尚家本には第二巻、九巻、一五巻、一九巻の四巻が欠巻になっていて、大正期にそれを安仁屋本から補ったとされていることも、尚家本を善本でないとし安仁屋本を重要視した理由になっていると考えられる注⑪。だが、本当にそれらのことは理由として十分に正当なものなのか。実は、問題があるのである。

まず、安仁屋本にある「言葉聞書」が難解なオモロの理解を助けたという点については、全くその通りであるが、しかしこれはあくまで注釈上の問題であって、テキスト上の問題ではないのである。重要なことは、テキストとして本文がどれ程正確であるかということである。それはつまり、そのテ

キストが書誌的に上位に位置する程に権威をもつということであり、安仁屋本が失われた今日、尚家本を重視しないという姿勢は、基本的な認識に欠けると言わざるを得ないのである。次に本論のテーマである区切り点についてであるが、これをオモロの謡い方の反映だとする理解は、疑問である。結論を先に言えば、区切り点は謡い方とは無縁のもので、安仁屋本に相当程度入っていたと思われる濁点とともに、意味をとってゆくためにつけた一種の注だと考えられるものである。したがって、この点の存在によって安仁屋本を重視することはできないのである。最後の尚家本にある四巻に亘る欠陥については、事実であるが、それが安仁屋本から補われたとする点についても、疑問が残るのである。これは、「舞の手」注の理解と関連している。

拙論は、テキストに係わったオモロ研究史を検討しながら論を進めていったために、少々長い前書きになってしまったが、テーマとするものは、オモロの息継ぎの反映だとされてきた区切り点の検証である。そして、これと関連してでてくる「舞の手」注の理解、「言葉聞書」の性格、書き改め時のオモロのあり方等へ及んでゆく。

3

区切り点について、伊波普猷は『おもろさうし選釈』(石塚書店 大13年)の「例言」の中で、「オモロの句読は、単なる句読ではなく、謡ふ時に必要なしではないかと思はれる節がある。即

ち、中には人名や地名の真中で切ったところがある、『とよむ、よんた、むむ』(名高き読谷山)、
 『まだ、まもりぐすく』(真玉森城)、『きやか、まくら』(京鎌倉)、『てる、まはま』(照間浜)
 などのやうなものである。又中には、動詞の真中で切ったところもある、『きもか、よひかよて』(心
 が通ひに通ひて)、『あがひやしう、たば』(我が拍子をうたば)、『おぼつ、世はみ、おやせ』(天
 つ国の如き国を奉れ)などのやうなものである」と述べている。伊波が、「句読」(区切り点)を「誦
 ぶ時に必要なしではないか」としているのは、区切り点の中に、意味の「真中で切った」ものが
 あったからなのである。伊波のこの理解は、先に紹介した「おもろ研究の草分けとおもろ双紙の異本」
 において、本格的に展開する。すなわち、『双紙』全体を通じて見ると、句切り点は意味の切れ目
 に打ったのが多く、前に挙げたやうな固有名詞や動詞の中ほどに打ったのは少ないのですが^(註⑤)、
 それを見てこの句切り点は間違つてつけたもので、誦ぶ時の息の切れ目では無い、と速断してはいけ
 ません。多くの場合、意味の入れ目は息の切れ目と一致するもので、作曲者は歌詞を土台として作曲
 する時には、しばしばそれに引かれることがあり、出来上がった曲に歌詞を振りつける時には、なる
 べくそれに適当なものを選ぶのであるから、右のやうなことがあるのは怪しむに足りません。そして
 仕方のない場合に、固有名詞や動詞などの中程で切ることがあるのは、前に出した『角兵衛』や『越
 後獅子』(常磐津。筆者注)の場合からも類推出来ます」としているのである。そして、句切り点が
 「写し改められた『おもろさうし』両原本の巻末に、安仁屋本には特に『言葉間書』を加へたのみ

あつて、句切り点を附けたとは見えてゐないから、安仁屋本の句切り点が具志川本の踏襲であること
 は最早疑ふ余地がありません」として、この点が書き改め以前から既に入っていたものだと言べてい
 るのである。さらに、尚家本と安仁屋本について、「この種の研究は、安仁屋本によつてのみ出来る
 ことで、尚家本はこれに対して何等の便利をも与へません」として、尚家本に区切り点が付いていな
 い理由を「それは所謂お飾りで、前年湮滅した『お飾り本』(注記省略、筆者)にも附いてゐなかつ
 たから、抜きにしようと言つて、無点にしたことは、言ふ迄も無いことです」と述べ、研究の途中に
 あるので断言はしないとしながらも「もし原本の姿を生写しにした方が、正しいといへるなら、安仁
 屋本こそは正にそれだ、と言へないこともありません」と記している。伊波は、この区切り点の存在
 によって、安仁屋本を重視していることがわかる。

伊波を少々長く引いてきたが、伊波のこの句切り点をめぐる理解が、それ以後の研究の方向を大き
 く決めているのである。伊波や仲原善忠の研究成果を多く引き継いだ外間守善は、『校本おもろさう
 し』の「解説」(「九 おもろさうしの諸本と系譜」)の中で、「安仁屋本にくぎり点がつけられたこ
 とも、言葉間書に劣らず貴重な研究資料である。くぎり点は、語文の意味の切れめにつける点のほか
 誦う時の息の切れめにつけたと思われる点があり、見落とすことのできない重要なものである。息の
 切れめのくぎり点は、オモロが謡いものであったことを語る証跡である。(途中省略)書きあらため
 をしながらくぎり点を付すことの困難(当時オモロそのものが難解であった)を考えると、具志川本

にくぎり点がついた、と考えるほうが順当な気がする。具志川本が今婦仁城の祭祀に実用されていたことは家譜に明らかなのだから、謡う時の息の切れめにくぎり点がついていて不思議ではない。具志川本のくぎり点を受け継いだ安仁屋本にくらべ、同時に写した尚家本にくぎり点のないのは、実用性のない国王のお飾り本であったからではないだろうか」として、全面的に伊波の見解を踏襲していることがわかる。外間はこれによって、尚家本を「具志川本の原形に近い最古の現存本」として尊重されなければならない」としながらも、仲吉本について「尚家本にない言葉間書とくぎり点を持つということは、なんといいても仲吉本の最大の特徴であり、オモロ研究者の貴重なよりがかりになる。また、謄写間もないせいもあるが、保存がよく、欠ページ、欠行、破損がなく全巻無傷であることも特徴としてあげてよいと思う」と評価して、これを「校本」の底本にしたのである。ここには、外間を含めた編者（仲原善忠）に共通してあった、安仁屋本に連なるテキストに対する評価が存在していたのである。

安仁屋本系のテキストが重視されてきた大きな理由に、「言葉間書」の記載とともに区切り点の存在があったことを、みてきた。テキストを評価する際に、注釈である「言葉間書」をカウントしてゆく点については、次元の異なる問題であり、これを除いて考えてゆかねばならないことを既に述べたが、区切り点についても、本当に伊波が言うような「謡ふ時に必要なし」、「演奏者の息の切れ目」だったのか。以下では、具体的にそれを検証してゆく。

4

〈表1〉は、仲吉本によって第一巻と第三巻とに見られる一連の重複オモロ、二九首の第一行目を表にしてみたものである。仲吉本は、田島本とは異なり行ごとの記載が尚家本とほとんど一致してお

〈表1〉

| 第一巻 | | | | | | | | 第三巻 | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 119 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 1 | 119 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 2 | 120 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 2 | 120 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 3 | 121 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 3 | 121 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 4 | 122 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 4 | 122 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 5 | 123 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 5 | 123 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 6 | 124 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 6 | 124 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 7 | 125 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 7 | 125 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |
| 8 | 126 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | 8 | 126 | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし | あおりやへかふし |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------|---|-----------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|---|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 |
| あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、いのり、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、とも、き 大きみかいくさせちみおやせかふし 一きこゑ、たうやまに、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや |
| 138 | 137 | 136 | 135 | 134 | 132 | 132 | 131 | 130 | 129 | 128 | 127 |
| あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、おれて | たうやまかふし 一きこゑ大きみきや、いく | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、とも、と、 大きみかいくさしちかふし 一きこゑたうやま、大きみ | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、かいなで、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、いのり、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、せち | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、しより | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、しよ | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、せち | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、ひやく | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、けお、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、しけ |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------|
| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 |
| あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、あめ | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、世 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、はぢめ、 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、おれて、おれ、なふしよわ | よかきけらへかふし 一大きみきや、いろのへに、 | きこゑ大きみみてつからいのでかふし | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや |
| 146 | 147 | 145 | 144 | | 143 | 142 | 141 | 140 | 139 |
| うらおせいおもしろのふし 一きこゑ大きみきや、あめ | 一よなは、ばま、きこゑ、大 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、あ | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、世 | | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、世 | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、はぢ | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、おれ | みてすからいのりふし 一きこゑ大きみきや、み | あおりやへかふし 一きこゑ大きみきや、 |

* 『校本おもしろさうし』の影印を利用して、仲吉本をおこしたものである。その際、田島本と校合して安仁屋本との校異があれば、それをとった。へ表2の作成も同じ。

り、当然そのことから安仁屋本の行の記載が忠実に復元されていると考えられるものである(注⑩)。前述したように、第一巻と三巻との重複は、書き改め時の書誌的な理由によって生じたもので、一首のオモロが多様な場面や様々な担い手の違いによって、複数の巻に登場してくるのとは、事情が異なっているものである。したがって、これらの間では「ふし名」が一致しているのは当然であるが、謡う時の「しるし」「息の切れ目」だとする区切り点も、また一致してくるのが原則だろう。だが、一見してわかるとおり、そうならないのである。しかも、二つの巻の大きな違いとしてある第三巻の「きこゑ大きみき(ぎ)や」の後に必ず打たれている点(三―139を除く)の理由は、容易に推測がつくのである。それは、第三巻の二行目の表記が第一巻の一行目の表記と違って、「きこゑ大きみき(ぎ)や」に続く詞章の一部を記しているために、それと意味上の区別を付ける目的で点を打っていたと考へられるのである。第一巻の方にも、7・11・14・24・25・28・30にも、やはり同じ箇所を打っているが、これも第三巻と同じ理由だと理解することができる。伊波は、先に引いた論文において区切り点と「ふし名」についても言及して、「類別した同じ題名のおもろを比較して気が付くのは形式は略似てゐても、各ラインの音節の数に多少の差があり、句切り点の打ち方にも違ひがあることです。これは恐らく時代により方処によつてオモロの謡ひ方に変化があつたことを語るものではないかと推測します」と述べているが、このような書誌的な理由による重複オモロについても、同じような説明をするのであろうか。句切り点は、謡う息継ぎのための点ではなく、あくまでも意味をとるためのものなのである。

このことは、次の〈例〉からも説明できる。

〈例1〉――(注⑪)

あおりやへかふし

一きこゑ大きみぎや、

おれて、あずび、よわれは

てにが、した、たいら

けて、ちよわれ

又とよむせたかこか

又しよもりくすく

又またまもりくすく

このオモロは、一行目の最後に区切り点が打たれ、それ以下二行目から四行目まで適宜意味によって点が入っているが、第五行目以下は一つも点が打たれていない。このような区切り点の入り方の傾向は、実はこのオモロだけではないのである。巻によっても違いがあるが(決して「ふし名」による

ものではない、担当した編纂者の違いだろう、比較的『おもろさうし』を通してみられる傾向なのである。すなわち、第一節はそこに連続部と反復部とが混在して表記されているために、詞章が一定の長さになり意味をとる必要から適宜区切り点が打たれるのだと思われる。そこで、本例のように一行目が「きこゑ大ききみや」だけで終わっていても、第二行目以下との意味的なつながりを区別するために、点を打つ場合がしばしばある。〈表1〉の第一巻の2・3・4・5・6等々は、その例である。しかし、第二節以下になると、そこに記されるものは記載上の繰り返し（音楽上の繰り返しとは別である）を略したものが表記されるのが一般的であり、記載上の詞章は第一節との詞章上との違いのみが書かれることになる。このために、記載上の詞章は短く、意味をとることが容易になるために、区切り点を打つ必要がそれ程なくなるのである。本例の場合は、第二節以下の記載上の詞章が、八音程度と短いために点が入っていないのである。

一方、〈例2〉のごとく節数が長いオモロで、第二節以下の詞章の表記が比較的長くなってくると、当然意味をとるために区切りが第二節以下にも入ってくるのである。

〈例2〉 1-16

あおりやへかふし

一きこゑ大ききみや

首里もり、おれわちへ、

おぎやかもいや、

きみしよ、まぶりよわめ

又とよむせたかこか

ま玉もりおれわちへ

又さしふ、てる、くもに、

おれ、なおちへ、からは

又さしふ、てる、きしやけ、

おれ、ふさて、からは

又てるかはと、とこゑ、

やり、かわちへ

又てるしのと、ゑりぢよ、

やりかわちへ

又てるかはも、ほこて

ただし、注目しなくてはならないことは、二首のオモロとともに第二節以下の記載のうち、それぞれの節の表記の最後（例2）で言えば、六行目「おれわちへ」、八行目「からは」等）には、点が打

たれていないということである。これも、『おもろさうし』全巻にみられる傾向であるが、その理由ははっきりしていない。各節の記載上の最後の部分は、意味による区切り点を打つ必要がないのである。これは、第一節目の記載の最後に、点が入らない説明にも当然なるのである。もし、区切り点が音楽的なものの反映ならば、第二行目の「首里もり」と対応した第六行目の「ま玉もり」の後に、また、同じく二行目の「おれわちへ」に対応した六行目の「おれわちへ」の後に区切り点が入ると考えても不思議はない。加えて、今問題にした第二節以下の記載上の詞章の最後の部分は、同時に連続部の最後の部分であることが多いので（本例もそう）。反復部は「おぎやかもいや、」以下、むしろ音楽的にはこの部分にこそ区切り点が入ってくる可能性が高いはずである。だがそうならないのは、繰り返すが、区切り点は記載上の意味をとっていった点だということなのである。

5

ところで、先に紹介したごとく、伊波やそれを踏襲した外間守善は、区切り点が「具志川本」の段階、すなわち書き改め以前の段階から既に入っていたとし、これを有力な理由の一つとして安仁屋本を高く評価したのであった。つまり、安仁屋本が「原本の姿を生写しにした」という評価である。しかし、そもそも区切り点は、書き改め以前から入っていたものなのか。

〈表1〉で示したように、書誌的な原因が基になって生じた重複オモロを見ても、点の打たれ方は両者一致していなかった。このことは、他の同じ理由によって生じた重複オモロ（第四巻と六巻と二〇巻、第一七巻と一八巻、第一九と二〇巻、第一一巻と二二巻）についても、同様である。つまり、これは区切り点を書き改め以前には、入っていなかったことを物語るのではないのか。書き改め以前に入っていたならば、これらの重複は『おもろさうし』焼失時の混乱の際に起こったもの故に、原則的に一致してくるはずである。さらにもう一つの問題点は、実は第一巻、五巻、一〇巻、一五巻、二二巻の一部の「ふし名」にも区切り点が入っているのだが、その「ふし名」の区切り点と「ふし名」の出所になっていているオモロとの区切り点とが、ほとんど一致していないのである。紙面の都合もあり、次に第一五巻の例のみ示すことにする。

〈表2〉

| 第一五巻 | | 出所 | |
|----------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|
| 1083 | 10821078 | 10621061 | |
| つるこ、にくけしきやふし | つるこ、にくけしや、たまつ、むきやん、う | つるこ、にくけ、しや、 | つるこ、にくけ、しや、 |
| ちみちやりかふし | おぎやか、へともいかふし | つるこ、にくけ、しや、(よかる、にくけ、しや) | またつむ、きやん、うち、みちやる |
| あかのおあつき、ねはおあつき、月てたの、 | やにて、か、ちよわか、ふし | おぎやか、へともいや、 | あかの、おあつきや、ねはの、おあつきや、月て |
| へとの、しやれば、たところ、やればかふし | | たの、やにて、か、ちよわか、 | たの、やにて、か、ちよわか、 |
| | | へとのし、やれば、たところ、やれば、 | |
| 5 268 | 5 271他 | 17 1193 | |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|--|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 11201118 | 11151110 | 11081107 | 11061105 | 10971095109410861085 | 1084 |
| ちやなの、よゝきよらかふし ふるけんも、のろのふし ふし | いちはななか、おもろのふし やきから、のぼる、しちやたりや、よろいか ふし | くしかわの、ちやうくちのふし いちの、なよりきよか、さはね、よらふさか ふし | きこへきみかなし、かみ下の、天とよみかふ し | しよりもり、ちよわる、みかなしの、てたか ふし | くすくまの、まみやに、しより、あくかへも ちなちへかふし |
| 15 1101 | 17 12121155 | 16 2 80 | 5 290 | 6 331 | 17 1217 |
| | | | | 7 374 | 20 1337 |
| | | | | 5 246 他 | 12 716 |
| | | | | | 15 1063 |
| ちやなの、世ゝきよら 不明 | いちはななか、おもろ やきから、のぼる、したたりや、よろい、 | くしかわの、ちやうくち、 いちの、なよりきよか、さはね、よらふさか、 不明 | きこへきみかなし(とよみきみかなし)かみ、下 の、大とよみ | しよりもり、ちよわる、みかなしの、てたよ、 やまき、たらすさへ、 | くすくまの、まみやに、しより、あくかへ、もち ちなちへ、 しま、せんこ、あけしの、のろの、 ” |

*『おもろさうし ふし名索引』(池宮正治・ひろぎ社 昭54年)を参照した。

「ふし名」は、第一巻(一五三二年編纂)と第二巻(一六一三年編纂)のオモロに付いた「ふし名」に、第三巻以下(一六三三年編纂)のオモロを出所とするものがあることから、少なくとも一六二三年の第三巻以下が編纂された以後に付けられたことが考えられる。そして、一六五〇年に成立をみた『中山世鑑』に四首のオモロが引かれ(二一—694・695・733・734)、そのうちの一首(695)に「ふし名」(かぐらとよでのふし)が入っていることで、『おもろさうし』のオモロに「ふし名」が入った時期は、今のところ第三回目(一六三三年)の編纂であったと想定するのが、最も合理的であると考えられる(注⑩)。もし、この時期のオモロに区切り点が入っていれば、多くの「ふし名」にその出所となったオモロと一致する区切り点が入ってくるはずである。だが、区切り点の入った「ふし名」はわずかに四〇首弱であり、「ふし名」の出所と「ふし名」に入った二つの区切り点はほとんど一致していないのである。すなわち、二つの区切り点はどちらかが元になったというようなものではなく、別々のものとして打たれたと考えるべき性格のものである。点が入った「ふし名」が、どれも比較的に長いものであるで、これも意味をとるための点だと考えるのが、妥当だろう。

では、区切り点はいつ入ったのか。これは、おそらく書き改め時に入ったと考えるのが最も合理的だろう。というのは、尚家本にはなく、安仁屋本の最後に位置するウタ(二二—1554)が、唯一の区切り点の入っていないオモロだからである。このモオロには、「尚穆様御冠船之御時(一七五六年。筆者注)よりおきもかなしきと云おもろに成に文句上座二有ル」という「言葉聞書」が入っていること

により、書き改め以後にオモロ主取家によって安仁屋本に新たに編入されたと考えて誤りないものである(注④)。これに、区切り点が入っていないことは、編入以後(少なくとも、一七五六年以後)にこの点が打たれたものではないことを意味しており、書き改め時に入ったのが妥当な推定になるのである。

つまりは、区切り点は書き改め時に安仁屋本に入った「言葉聞書」の一つとして理解されるものだということである。田島本をみると、安仁屋本には相当程度に濁点が入っていたことが、その校異から確認できる。これも、区切り点同様、「言葉聞書」の一つとみなすことのできるものである。オモロ語注を主な内容とするいわゆる「言葉聞書」(「舞の手」注は除く。後述)、区切り点、濁点は、いずれも田島本、仲吉本において、朱書きで入っているもので、間違いなく両本の親本である琉球史料本も朱書きであったらうし、安仁屋本自体に朱で入られたものと推定できるものである。この三者は、重複するオモロにおいても入っている箇所が一致したものではない。すなわち、この三者は同質のものであり、書き改め時に各巻ごとに入られたものなのである。

「言葉聞書」(傍点、筆者)は、『混効験集』の序文「時に 尚賢尊君御宇下つた三代に使奉る一人の官女有遺俗流風の言祖覚へられしを集神哥の詞を撰且古老の口号を聞て都て冊となすものなり」と照応したものである(注⑤)。しかしながら、『混効験集』は「古老の口号を聞て」、それを単純に書き留めた書としてあったというものではない。語句を「乾坤 神祇 人倫 器財 気形 草木

時候 衣服 数量 支體 飲食 言語」(坤巻の門立て)に分類配列し、『源氏物語』『徒然草』等の注釈書や、『呉竹集』『通言便蒙抄』『詞林三知林』『題林愚抄』『藻塩草』『易林本節用集』『塵添墟囊鈔』等の近世期の歌学書、古辞書を利用しながら注が付けられていったことが、わかっているのである。しかも、これらの歌学書や古辞書は、ほとんどが一六二、三〇年以後に版本で刊行されたものだということもわかっており、『混効験集』の編纂は、当時相当程度に受容されていた本土近世文化の影響の下で成立した書物だということができるのである(注⑥)。『混効験集』の注が、単に聞き書き的な注でないことは明らかであり、これと重なるスタッフで行われた「言葉聞書」も、当然なる「聞書」ではなかったはずである。「言葉聞書」は、「聞書」とともに(注⑦)編纂者自らが自己の見識に基づいて語注等を付けていったのである。区切り点や濁点の記載も、この作業と連続した中から生まれたものであったと考えられる。この時代のオモロは、基本的にはまさにそのようなものとして存在していたのである。つまり、当時のオモロは相当程度謡われていなかったものであり、その意味も注が必要なぐらいにわからなくなりつつあったのである。

6

一体、『おもしろさうし』書き改めが行われた一八世紀初頭、オモロは実際にどの程度謡われていたのであろうか。区切り点が、息継ぎだというのなら、その時期のオモロは原則として総て謡われてい

なくてはならないのである。

だが、この時期のオモロは、かなり衰微していたのではなかったか。第一に、前述したごとく、書き改め作業は書誌による復元作業であった。そのために、書誌的な混乱(重複、錯簡)を含んだものになったのであった。再編時にオモロが謠われていれば、採集等による復元方法もあったはずで、少なくとも書誌的な混乱は謠われている実体に添うかたちで、もう少し整備されたものと想像される。それが、出来なかったのは、オモロは大部分既に謠われたものではなく、書誌による復元をする道しが残されていないからだろう。『琉球国由来記』(一七二三年)の巻一「王城公事」の「正月朝拝御規式」の割注に、「昔日二ハ、聖上、撞御格子ノ玉座ニ出御ノ時、間間、オモロミヒヤシトテ、仕タル由。于レ今、此規式無レ之。何ノ御宇ニ止哉、不レ可レ考」(注四)の記事がある。かつて「朝拝御規式」の中で、「オモロミヒヤシ」が謠われていたが、『由来記』が書かれた時代には、それが行われなくなり、それもいつとりやめになったかわからないのである。省略した割注前文に、それまで「王子達」は「朝拝御規式」の際、「御拜」をしていなかったが(おそらく、王とともにあったのだろう)、「康熙八年」(一六六九)の「尚貞王御即位ノ時ヨリ」、「諸官」とともに「御拜」をするようになったという注がある。こちらの方の注に、具体的な年代が入っているのは、多分『由来記』が書かれた時期と近かったために、史料がはっきりしていたのであろう。一方、「オモロミヒヤシ」が謠われなくなった記事は、それよりかなり前の時代の出来事故に、具体的な年代が王府の中で

も、不明になってしまったと考えられる。『由来記』には、もう一つ、同じく「正月 社参」にもかつて行われていた「夜御物参」(「除夜之社参」)の時に、「途中往還歌」として「神唄」が謠われていたという記事がある。このウタがオモロかどうか微妙だが、「唄勢頭部為「職業」」とあり、オモロの可能性がある。これも行事自体が「尚豊王御宇」(一六二一〜四〇年)にとりやめになってしまったという。「神唄」がオモロだとすると、オモロが謠われなくなっていった時代がわかる記事である。また、蔡温本『中山世譜』(一七二四年)巻一には、オモロを担った有力な人々である高級神女達(君々)について、「君者婦女。掌^ニ神職^一者之称也。君君者。令^三貴族婦女數十人。各掌^ニ神職^一。故合^ニ称之^一曰^ニ君君^一。康熙之初。議減^ニ其数^一。而今有^ニ数職^一存焉」と記された記事がある。康熙年間(一六六二〜一七二二年)の初めには「君々」が著しく衰えて、現在は「数職」しかないというのである。琉球は、島津侵入(一六〇九年)を契機として近世琉球に入り、羽地仕置(一六六六〜七三年)に見られるごとく古琉球的世界が変容、排除される中(「議」したのは、羽地朝秀だろう)で、オモロも相当程度に謠われなくなってしまったのではないのか。

田島本『おもろさうし』の第一〇巻の冒頭(「語学材料 第八」)には、「神楽に用ひし小はち(おもろ主取ノ話及家宝)」として二種類の「小はち」の図が記されている。そして、その傍にもう少し詳しく、「神楽は古くより絶えたり但し其の折用ひしものなりとて今に家宝として伝ふるものあり小はちといへるは即ち是ならむといへり」という「おもろ主取ノ話」を記した記述がある。この「小は

ちといへるは即ち是ならむ」は、池宮正治が述べる(註四)八—44の「ひやしのつち」の「言葉聞書」「神世の時御遊に手ひやしと申て拍子打事也只今神楽に用候小はち也」、また『混効験集』の「むかし神世の時君真物御遊に手拍子と申て拍子を打事也今神楽に用候小鉦是なり」を受けたものと思われる。二つの注の「神世の時」「むかし神世の時」という認識は、あるいはこのオモロが「あかのおまつきや ひやしのつち うたは ともくと ちよわれ 又ねはのおまつきや」というもの故に、「あかのおまつき／ねはのおまつき」を「神世」の時代と考えていたかもしれない。注が付いた当時、「小はち」はオモロでは用いられておらず、「神楽」に使われているということである。「神楽」は、『由来記』巻二に記されている「七社祝部」にでてくるもので、本土渡来といわゆる神楽である。これに「小はち」が使われているというのである。「鉦」は、四形の二枚の銅板を打ち合わせて鳴らすシンバルのような楽器の一種で、「銅鉦子」「銅鉦」「鏡鉦」というが、池宮が指摘するように、「言葉聞書」は「ひやしのつち」(傍点、筆者)を、当時「神楽」で用いられていた「はち」と理解したのであった。しかし、これは明らかに誤解である。「つち」と「はち」では、言葉の上で違うものだし、「ひやし」は手拍子か鼓の拍子でよいものの、「つち」は鼓を打つ槌であり、この例は、鼓の槌の意だろう。田島が図に加えている意見として「之ニ鳴皮ヲツケ鼓トカハラズ緒ニテシメウルメ節ヲトリスト云伝フ」と記しているように、安仁屋本に家宝として伝わっていた二種の「小はち」は、鼓の胴だったのである。『おもしろさうし』には、鼓は「つゝみ」の外に、「なりとよみ／なりきよら」(鳴り鳴響み／鳴り清ら)、「なりかなし」(鳴り加那志)、「よせうち／なりよふ」(寄せ打ち／鳴り呼ぶ)等々、様々な美称語で登場し、祭事の重要な道具だったことがわかる。書き改め当時、「ひやしのつち」(拍子の槌)を「小はち」と誤って理解したということは、つまり当時「つゝみ」によって既にオモロは謡われなくなって、久しい時が過ぎたということではなかったか(註五)。山内盛彬が、明治の末に最後のオモロ主取、安仁屋真莉翁から習った五曲六節のオモロは、いずれも鼓を伴ったものではない。やはり、鼓は久しい以前から、用いられなくなっていたのであろう。オモロに鼓が度々登場してくることを考え合わせると、オモロ自体も書き改め当時、謡われなくなりつつあることが推測される。田島利三郎が安仁屋家を訪れ調査をした明治二〇年代、鼓が実用されていたはずはなく、それはまさしく「家宝」としてのみ伝えられるものだったのである。

ところで、山内盛彬が伝えた五曲六節のオモロは、どれもが第二巻「みおやたいりおもしろ御さうし」であった。『琉球国由来記』巻二「官職位階之事 御唄」には、オモロ主取等(主取一員、親雲上六員、勢頭部六員)の「職事」が記されていて、それは「稲穂祭・大祭」、「渡唐衆御茶飯」、「(渡唐衆) 綱作・唐船洲新下」、「雨乞」というものである。これは、第二巻にある詞書「稲之穂祭之時おもしろ」、「稲の大祭之時おもしろ」、「雨乞の時おもしろ」、「唐船すらおもしろし又御茶飯の時」と重なるものである。詞書には、他に「知念久高行幸之御時おもしろ」「昔神世に百浦添御普請御祝ひの

時」があるが(注四)、前者は「羽地仕置」の「延宝元年」(一六七三)の仕置により、王や聞得大君の御幸が中止になったことで、『由来記』編纂時には主取等の「職事」からはずしたのだと考えられる。また、後者は定期的なものでない故に、これも除かれたと思われる。すなわち、『由来記』の「御唄」の「職事」と、第二二巻の詞書とは、そのまま対応しているのである。こう考えれば、明治期の安仁屋家にわずかに伝えられていたオモロが、総て第二二巻だったことがよくわかる。書き改めの際には、安仁屋家は「言葉聞書」が入った一方の『おもしろさうし』を格護したものの、それ以後実用されたオモロは、第二二巻の一冊だったのである(注四)。さらに言えば、山内が伝授してきたオモロが、二二—1508「稲之穂祭之時おもしろ あおりやへかふし」、1509「同」おしかけふし」、1517「稲の大祭之時おもしろ かくらふし」、1546「雨乞の時おもしろ (あかすめつらしやかふし)」、1550「唐船すらおもしろ 又御茶飯の時 あかすめつらしやかふし」、1554「御冠船之御時おもしろ しよりあとふし」の五曲六節であることを考えると、第二二巻の1529から1545までの一七首のオモロ、「知念久高行幸之御時おもしろ」等は、書き改め以後、実際にどれ程謡われていたかは疑問で、安仁屋家が実際に伝承してきたオモロは、第二二巻の一部だったと想像される。それはともかくとして、書き改め(一七一〇年)と同時代の『由来記』(一七二三年)によって、当時のオモロの謡われていた状況を推し測ってみると、相当程にオモロは衰えていたと考えざるを得ないのである。

繰り返すが、区切り点が息継ぎの反映だというのなら、書き改め段階まで全二二巻のオモロは総て謡われていなくてはならないのである。しかし、述べてきたように当時において、オモロの状態はどのようなあり方から、はるかに違ったものになっていたのである。

7

伊波が安仁屋本に打たれた区切り点を、息継ぎだとしたのは、それに意味の「真中で切った」ものが、あったからだだった。先に引用した、『おもしろさうし選釈』の中の「例言」に、伊波は七例を具体的にあげているが、「例言」を本格的に展開した「おもしろ研究の草分けとおもしろ双紙の異本」では、この七例に加えてさらに「ふな、こあらで」(船子選んで)、「ぐし、かはのりに」(具志川の杜に)、「やちよ、こた」(やちよ子達)、「あらぎや、め」(有らぎやめ)の四例を加えている。伊波があげた例は合わせて一一例、一部の例であろうが、区切り点を考える上で基本的な問題が出ていると思われる興味深い。以下、この例に触れながら検討してみる。

まず、「例言」に出された「あがひやしう、たば」だが、これは一五—1108の一例のみ。しかし、その表記は「あかひやし、うたは、」であり、これは伊波の思い違いだろう。次に「例言」の例「まだ、まもりぐすく」(五—224)と論文の例「あらぎや、め」(三—100)だが、安仁屋本、安仁屋副本との校異が示されている田島本を見ると、それぞれ「まだま、もりぐすく」「あらぎやめ、」であることがわかる。したがって、これは全く問題ない。実は、田島本に入った安仁屋両本の区切り点の校異を

丹念に見てゆくと、このようなかたちで正される区切り点が相当にあるのである。逆に、安仁屋両本の区切り点、意味の途中で打たれているような例は、ほとんどないのである。これは、上位の本が安仁屋本であることを考えれば当然のことであるが、しかし、重要なことである。すなわち、区切り点の本来のあり方は、意味によって打たれたものであることを、物語っていることになるからである。それはともかく、伊波があげた二例の区切り点の打ち方は、田島、仲吉両本とも一致している。これは、二例の区切り点が両本の親本であった琉球史料本の段階（あるいは、安仁屋副本の段階）で、既に誤って入っていたと推定してよいであろう。『おもろさうし諸本校異表』（池宮正治編・ひるぎ社

昭55）を見ても、本文の異同よりも小字で記された「ふし名」の異同の方が、激しい傾向にある。区切り点も、謄写の際、誤写を生む可能性が高かったと思われる。二例は、偶々安仁屋本との校異が入っていたために正すことができたが、しかし、史料本段階で誤写されたままになっているものも、あるのではないか。安仁屋本が現存していれば問題はないが、それが失われた今、田島本に入った校異によってしか、安仁屋家は復元できない。それがどこまで正確か、よくはわからない。つまり、ここで指摘しておきたいことは、田島、仲吉両本において意味の途中で打たれている区切り点の中には、安仁屋本で正されるものがかかりあり、その逆がほとんどないことを考えると、区切り点は本来、やはり意味で打たれたものであることを、示唆しているということ、また、区切り点は両本の親本である史料本の段階で誤写されているものがあると推定でき、それがそのまま今日に伝わっている可能性

に配慮する必要があるということなのである。

さて、次の「てる、まはま」（一六一—140）は、これを現与那城村照間の浜だと理解すれば、確かに伊波の示す例になるが、例えば照る真浜だと考えれば問題にならない。現に、第一版の『おもろさうし辞典・索引』（仲原善忠・外間守善編・角川書店 昭42）では、そのような理解をしているのである。幾つか例をあげれば、「このみ、しま／このみ、くに」（一一—37）は、現在の解釈では首里三平等をいうものとして、此の御島（または、三島）／此の御国（または、三国）とされており問題となるものであるが、一一—39、三—92、四—202、九—497でも「このみ、しま」という点の打たれ方をしている。この五首に音楽上の共通性（「ふし名」や曲節の一致等）が考えられそうもないことを思うと、「このみ、しま」は、〈このむ〉（方言、*kunimi* 考案する、企てる）（注21の連用形〈このみ〉島と理解して、点が打たれたものと推察される。また、二—139に「みい、きよらや、わかいきよ、」が二ヶ所でてきて、これを『辞典』の理解「神酒寄ら家 若い人」だと問題になるが、目（もくしは、見）清らや、若い子だと区切り点は全く問題でなくなる。このように、現在の解釈のし方では問題になっても、区切り点に従って打たれた時点の理解を推定してゆけば、問題とならなくなるものが結構あるのである。つまり、現在と当時の理解のし方の違いが、存在するということなのだ。これは、区切り点が意味によるものである故に、当然なことと言える。

そして、それは助詞の理解に関わって出てくる場合が多い。伊波があげた例のうち、「例言」の

「きやか、まくら」(京鎌倉、一六一—1134)、「きもか、よひかよて」(肝通ひ通て、一四—996)は、それに当たると思われる。他の例をあげると、8—410「ねやかりきや、おもしろか、まあ、はやく」(音揚がりきやおもしろ、貢早く)、483「おれなおせが、みたかみ」(降れ直せ、神速神)、一—732「とよむせたかこか、くらせち」(鳴響む精高子、神座せち)等があり、483の例に濁点が打たれてはつきりしているように、単語の最初の音節へカを助詞へがと理解して、そこに区切り点を付けたと考えられるものである。伊波があげた二つの例のうち、一六一—1134は、誤写による点でないとしたら、あるいは輝枕という理解をしたかという気もするが、一四—996は次の996でも、「きもか、よい／いめか、よい」(肝通い／夢通い)となっており、今述べたような理解で打たれた点であろう。このように、助詞の理解に関連した例は、もちろんへがばかりではない。例えば、助詞へやへは一三—872「うらはるの、とまりや、ふさつの、とまり」(浦原の泊、藪薩の泊)、二—80「しらなみや、かなごりおそうやに」(白浪が、余波襲う様に)、一—687「しらなみや、かなくり、おそ、やに」(同上)、723「ふさちんはや、しなて、」(ふさちん、養なて)、三—100「あやこまや、ひちへ、／よきのたけや、ひちへ」(綾子浜、やびちへ／雪の嶽、やびちへ)等で、これも単語の音節の一部へやへを助詞へやへと誤解したために、そこに点を打った例である。他にも、助詞へにの例、五—228「きみしに、せれ」(君し、似せれ)、助詞へよりへの例に七—365「あまこより、かわちへ、」(あまこ、寄り交わちへ)、二〇—1358「みやかねより、もりに、」(見やがね寄り杜に)、助詞へてへへす(係助詞)の例に一六

—1154「よさき、かわて、もちよす、きいちへて」(濯ぎ川、手持ち、濯ぎ出ちへて)等、多く見られるのである。また、逆に助詞の存在を理解せず、そこに区切り点を打っていない例も、当然存在するのである。少しだけ例をあげると、へかへの例、一三—849「おわもり、かまへかち」(おわもりが前から)、へやへの例、二—1545「あおるこかせ、やもとる、」(煽る、漕がせや、もどる)、へにへの例、二〇—1353「あかう、にきやか、おかう、」(笑顔に、輝御顔)、へよりへの例、七—381「おにの、さき、よりおゑ、さて、みなと、よりおゑ」(おにの崎より、上、佐手港より、上、へはへの例、九—505「まころく、はねしやり」(真ころ子は、根、しやり)、へよへの例、一三—822「おれ、よとて、」(おれよ、取て)等があるのである。このような現象が生じている理由は、明白である。それは、区切り点を打っていった書き改めスタッフが、オモロの意味を一語一語正確にとつていけなかったためである。したがって、このような現象は助詞が関わらない例でも、当然起こっている。これも、少しだけ例をあげてゆくと、一三—843「あか、きみ、はねこよわちへ、」(描き御羽、乞よわちへ)、二—144「おまちへ、たてぬい、そまて」(沖手立てぬ、いそまて)、1459「ましけすま、けらゑ、」(ましけす、真げらゑ)等がある。これらは、スタッフが描き御羽(柄の入った着物)、へいそふへ(競う)、ましけす(聖域)あるいはへげらゑへ(美しく整え、つくる)に接頭辞へまへが付いたへまげらゑを、解せなかったために意味と合わない点が入っているのだと判断される。もちろん、へいそふへなどは一三—885「いそいして」に「あらそいて也」という「言葉聞書」が存在するが、書

き改めの実質的な業務に携わるスタッフは、主取三人、筆者五人の複数人である。「言葉聞書」が付いている箇所で、「聞書」の内容と区切り点の打ち方が異なっていれば問題だが、そのような例は、当然見あたらない。二二—144の例は、一三—885に正確な注がありながら、それを落としたのである。先に助詞に係わったところであげた二三—872の「や、ふまつ」、二一—80、二二—687の「一、かなごり」、三一—100の「一や、ひちへ」も、これらの語を理解せなかったために、別の箇所に入った例である。このような点は、現在の研究においても未詳語になっている例にも、当然のごとく見られる。厭わず例をあげると、五—243「も、つか、わりくる、きやめ、」(も、つ)「未詳語」 変わりくるきやめ、(一—二—709「きみてつり、まは、ない」(君手摩り まはない「未詳語」)、二一—140「おぶつゑ、たまれて」(おぼつ めたまれて「へゑたむ」という動詞か))等である。

これらの現象が生じた理由は、いうまでもなく、当時既にオモロが解せなくなりつつあったということである。オモロ語を中心とする古辞書『混効験集』の編纂や、書き改め時に「言葉聞書」が付されたということ自体が、既にそれを物語っている。具体的に、その「言葉聞書」を見ても、前に述べた8—440の「ひやしのつち」に「神楽に用候小はち也」という注もそうであったが、一〇—535の「とかい」(十權)の注を「十度也」、一一—650「へた」(岸)を「海之事」、二三—756の「なかへきよら」(中辺清ら)を「萬々歳まで清か目出度といふ事なり」(これは「なかへ」を長いと理解した注だろう)、一三—853の「あすもり」(辺土の安須杜)を「さやはたけの事也」、859「あすた」(長老達)を

「あの人之事」、一九—1320「にせたれ」(似せたれ)を「申せといふ事」等としているのである。先に「ふし名」の中に、区切り点が付されているものがあることを述べたが、その中にも一五—1062の「ふし名」は「つるこ、にくけしや、たまつ、むきやん、うちみちやりかふし」、1083の「ふし名」は「へとの、しやれば、たところ、やればかふし」があって、点が意味によって正確に打たれていないものがあるのである。これも、やはり意味を解せなくなったために生じたもので、本文と「ふし名」の区切り点が同質のものである証拠である。

しかしながら、そうはいつでもここで重要なことは、区切り点のほとんどのものは、意味によってそれなりに正しく打たれていることである。オモロがわからなくなりつつあるとはいえ、大部分の理解はそれなりに出来たであろう。そして、それは『混効験集』中のオモロ語注、及び「言葉聞書」の内容が基本的には、正しいものが多いということと対応しているのである。

さて、意味によって打たれた点の中で、やや目に付くのは、語源的な意味をとったかたちで打たれている区切り点である。伊波があげた例のうち、10—551・555の「やちよ、こた」(やぢよ子達)は、そのような例であろう。他に同じ点の打ち方をしているものに、一六—1153「いつ、こたしやり、」(いつ子達しやり)があるが、これはオモロの本文が漢字をわずかに使っているだけの平仮名を基調にしたべた書きの記載故に、上の方から意味をとってゆくと自らすぐに意味が了解出来るところで、点を打つことになっていったと思われる。それが結果として、ウタの全体の意味や詞章の流れを把握

したのではなく、語源的な意味で点が打たれたものになっているのだと考えられる。このような区切り点は、結構見られる。これも、厭わず少し例をあげてゆく。二一七五「しの、くり、よわる」(しのくりよわる)、三一九五他「み、まぶり」(見守り)、四一九六「あけ、くもの、」(明け雲の、または朱雲の)、五二六七「をも、かげや、」(面影や)、一五一〇五「あめく、しきや、」(天久子ぎや)、二二一五「あまみや、はち、またる、」(あまみや 始またる)等である。伊波が掲げた例のうち、「ぐし、かはのりに」(具志川の杜に、一一一五八)等も、そのような点の一つだと考えられるのではないか。

ここでは、具体的に伊波があげた例を見ながら、意味の「真中で切った」区切り点を考えてきた。結論を言えば、まずこれは伊波も認めているところだが、区切り点は大部分が意味でとられたものであるということ、そして小数ながら意味で打たれていないものがあるが、安仁屋本によって訂正できるものかなりあり、さらには琉球史料本段階で区切り点の誤写が生じていることも、十分に推定できること、また、意味の「真中で切った」とされるものでも、現在と当時の理解の違いから生じたものがあること、さらに、当時既にオモロがわからなくなりつつあったことから誤った点の打たれ方をしているものがあること等である。これらを合わせて考えれば、問題となる区切り点は、ほとんどなくなるのではないかと考えられる。区切り点が「ふし名」にも見られることは、何回か述べてきたが、他にも四つのオモロ(四二〇九・二一〇、六一二九五・二九六)の詞書きにも、そして『おもしろさうし』冒頭にある

「おもしろさうし目録」の第四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一九巻の表題にも、さらに田島本には第六巻と第八巻の扉書きの表題にも区切り点が入っており、第六巻には「ハアニヨリテ」という注記まであって、安仁屋本に点が打たれたことを記しているのである。区切り点は、どう考えてもオモロが謡われていた息継ぎなどでは、ないのである。意味をとるための符号に過ぎないものである。

8

さて、ここで一点問題になるのが従来「言葉聞書」の一つと考えられてきた第九巻「いろゝのこねりおもしろ御双紙」に付けられている「舞の手」注といわれるものの存在である。「言葉聞書」が、区切り点、濁点を含めて書き改めスタッフによって施された注であることを述べてきたが、この「舞の手」注のみが、唯一、筆者の「言葉聞書」の理解と矛盾してきているのである。すなわち、「舞の手」注は第九巻のオモロそれぞれに、「ニておすニてこねる」⁴⁷⁶、「ひたりニておすなかにおしかけておしおろちへうちあけるニておちへニてこねる」⁴⁷⁸等と、具体的な舞の所作を記したものであり、臨場性のあるものである。これは、実際の注であり、解釈や聞き書的な注とは性格の異なったものであると考えざるを得ないものである。つまり、「舞の手」注はオモロが現実に謡われ、舞われていないと付かないものだと思われるのだ。オモロが相当に衰微していたと考えられる書き改め時に、

第九卷三五首中二七首のオモロのそれぞれに、極めて具体的な舞の所作が聞き書き的な注で付くとは思われないのである。

しかし、この問題は解決がつかないのである。濁点、区切り点を含めた「言葉聞書」が、田島本、仲吉本ともに朱書きで入っているのに対して、「舞の手」注については、両本とも本文と同じく墨書で入っているのであった。つまり、「舞の手」注は注と言えは言えるものであるが、例えば第六、一三、二二巻等の一部のオモロに入っている詞書と同じレベルのものと考えてよいものである。すなわち、「舞の手」注は書き改め時に尚家、安仁屋両本に入っていたと推測できるものである。第九巻の表題は「いろゝのこねりおもる御双紙」であった。つまり、この巻はオモロ本文とともに「舞の手」が付いて成立している巻だったのである。「舞の手」は、第九巻が編纂された時、すなわち第三回目の編纂時（天啓三年）には、付いていたのである。一方、朱書きで入っているいわゆる「言葉聞書」等は、両本とも朱書きである故に史料本も朱書きであったことは間違いないであろうし、つまりは安仁屋本においても、朱書であったと判断してよいだろう。「舞の手」といわゆる「言葉聞書」とは、記載のあり方もその性格も、異なったものであったのである。

ところで、この「舞の手」が入っている第九巻は、尚家本では欠陥になっていたとされる巻の一つで、大正年間に安仁屋本から補完したといわれるものである。これは、尚家本の九一49に、入っているはずもない「舞の手」が付いていることによる。この「舞の手」は、「ふし名」と同じ位置にあるために、しかもこのオモロには偶々「ふし名」が付いていないこともあって、補完の際に「ふし名」と誤って安仁屋本から書写されてしまったというのである。他の「舞の手」は、尚家本らしく整えるためにはずしたが、これだけは偶然にも書写され、それが安仁屋本から補完された根拠になっているというわけである。しかしながら、前述したように「舞の手」は、既に書き改め時に尚家、安仁屋両本に入っていたと推測されるものであり、これをもって尚家本の欠巻が、安仁屋本から補完されたとはできないのである。現在の尚家本の一首に「舞の手」が入っているのは、補完の際に「ふし名」と誤ってそのまま書き残されたと理解すべきものである。補完時には、「舞の手」はやはり「言葉聞書」の一つとして理解されてしまい、尚家本らしく、整えるために一首を除いて他はすべてとりはずされてしまったと考えるべきものである。

尚家本は、第二、九、一五、一九巻の四巻が欠巻であり、その他にも数箇所の落丁や綴じ違い等も存在している。これが理由の一つともなっており、従来の研究者は尚家本を重視してこなかったことは前述したとおりである。確かに、欠巻の四巻には各丁ごとに押されている王府の鎖印が押されていないし、本文の紙の質も他巻とは異なったものであることが確認されている^{〔注5〕}。そして、これは尚家の蔵書リストである『御蔵本目録』（法政大学沖繩文化研究所 昭56）の「一一」（この書写年は、明治四三年九月という）の中に、「神歌御双紙 第二、九、一五、一九巻不足 共二十二冊」とあることでも裏付けられる。やはり、欠巻とされる四巻の奥書に「大正六年十二月綴」とあるごとく、この

時期にならなかのあたりで補完されたと考えて誤りなからう。ただし、それが安仁屋本から補われたという点については、今述べた理由で保留する必要があるということなのだ。

実は、高橋俊三も表記の点からこれについて疑問を示しているのである。高橋は『おもろさうし』の本文批判のために「『琉球方言論叢』刊行委員会、87年、後に『おもろさうしの国語学的研究』武蔵野書院、91年所収）において、尚家本、安仁屋本、田島本、仲吉本等の校異を比較しながら「尚家本と安仁屋本と同じになる率は、補完の巻は、その他の巻に比べ、三〇七%多く、尚家本の補完の巻は安仁屋本から写したということも一応納得できる。しかし、尚家本と仲吉本と同じになる率（氏の校異の型からいうと、尚家本と安仁屋本との表記が異なる率となる。筆者注）も四〇七%多く、両者あまり差がない。これからすると、尚家本の補完の巻が安仁屋本から写されたと言われていることは、少し疑問となる。今後の課題である」としているのである。筆写も、高橋の調査に基づいて巻別に試算してみたが、安仁屋本と一致してくるはずの補完の巻のうち、特に第一九巻は安仁屋本と一致する表記より、安仁屋本と対立する表記の方が多いという逆転した結果を確認している。高橋が疑問を出しているように、本来ならば補完した巻の表記は、安仁屋本と一致する数が対立する数を圧倒する傾向をもたねばならないはずである。しかし、明確にその傾向は出てこないのである。

補完された四巻には、どういうわけか共通して二枚ずつの表題が存在している。そして、奥書に「大正六年十二月綴」とあるが、「綴」という記載も考えてみると、わかりやすいものとは言えない。前

述した「舞の手」の問題と合わせて、大正六年の補完の事情は再検討の余地を充分に残していると思われる。

9

本稿は、安仁屋本系の諸本に付されている区切り点が、従来言われてきたような息継ぎなどではなく、意味の区切りによって打たれたものであることを述べたものである。それは、『おもろさうし』書き改め時にそのスタッフが、オモロの意味をとるために打っていた注釈の一つとして理解すべきもので、濁点とともに「言葉聞書」として、とらえられるものであることを論じた。「言葉聞書」は、『混効験集』のオモロ語注とともに、まさにオモロ研究の始発であったのである。

区切り点の問題は、一見ささやかな問題であるようだが、書き改め時のオモロがどのようなものとしてあったのかという重大な問題にまで及んでゆくテーマである。第九巻の「舞の手」の理解も、正にそれと関連して出てきたわけであるが、書き改め時のオモロが、相当に衰微していたものであることを、今後とも深刻に受けとめていかななくてはならないと思う。

そして、これらのことどもは研究史を辿ってゆくと、安仁屋本に偏ってきたオモロ研究が、もう一度基本に立ちかえる必要を示したこともある。すなわち、我々は尚家本を底校にした校本を、必要としているということなのである。尚家本は、鳥越憲三郎が『おもろさうし全釈』（清文堂出版 昭

43年)で用い、池宮正治がその重要性を説いてひるぎ社(沖繩県立博物館監修 昭55年)から復刻したが、未だ活字化されてこなかったのである。しかし、昨年(93年)漸く本研究所(比嘉実編)がこれを「資料」として刊行したのである。この意義は、大きい。研究史上、大きな影響力をもっている『校本おもしろさうし』が、安仁屋本の曾孫本である仲吉本を底本にしていることは、既に述べたとおりであるが、この本は尚家本との校合をもちろん果たしているもの、田島本との対校を直接行っていない、田島本の校異にあらわれた安仁屋本とその副本との校合が、十分に行われていないという欠陥をもっているのである。『校本』が校合している伊波の『校訂本』は、田島本を底本としているのだが、安仁屋、両本の校異が部分的にしき拾われていないのである。したがって、尚家本と並ぶ重要な安仁屋本との校合が、『校本』において完全に行われていないのである。我々は、未だ厳密な校合を経た校本をもっていないのである。

当面するオモロ研究の重大な仕事は、尚家本を底本にした校本作りにあることは、間違いないことなのである。

〈注〉

注(1)「混効験集の編集奉行松村按司とおもろ御双紙書きあらため奉行津嘉山按司について」宮里朝光(『研究余瀆』第3号67年)、「混効験集の編者をめぐって」渡口真清(同第59号69年)、「混効験集」の編集奉行は松村按司なること」比嘉春潮(『文学』第38巻9号70年、後に『全集』第五巻沖繩タイムス社73年所収)、「おもしろさうし」の成立」池宮正治(『解釈と鑑賞』第47巻1号82年、後に『琉球文学の方法』三一書房82年所

収)、「おもしろさうし」書き改めと『混効験集』編纂について」嘉手苅千鶴子(『南島史学』第11号)参照。
注(2)拙論「おもしろさうし」の「ふし名」について」(『沖繩文化研究』10、'83年)参照。

注(3)伊波普猷の「おもしろ研究の草分けとおもろ双紙の異本」(昭9年)の中に、「私は最後の神歌主取真斯翁の存命中、しばしば安仁屋家に訪れて、原本を見せて頂きましたが、校訂本を出版する前に、念の為最後に引きあてに行つた時は、原本は既に東京の尚家に行つたとかで、複本しか遺つてゐませんでした」とある。これが事実なら、沖繩戦で不明になっているのは、廃藩時に作られた安仁屋副本だということになる。
注(4)後述するが、注(3)の論文によって昭和八年から沖繩県立図書館郷土研究室に尚家本の謄写本があることがわかる。

注(5)伊波の引用は、以下『全集』第六巻平凡社昭50年による。

注(6)伊波は、『校訂おもしろさうし』の「序」に「私は田島氏より譲り受けた『おもしろさうし』を台本とし、尚候爵家の原本と仲吉朝助氏所有の『おもしろさうし』とによって校訂した」と記しているが、実は『校訂』本には、尚家本と校合した痕跡がみられないのである。しかし、「おもしろ覚書」(昭和二〇〜二二年執筆)に「昭和九年の一月初旬、仲吉本を郷里の友人我那覇朝義君に送つて、尚家本(王城内に保存してあったもの)と校合して貰ふことにしたら、同君は一字一句丹念に引合せて、相違の点を仲吉本に書込んだ上に、書体に疑問のある所は、特にすき写しなどして、三月の中旬頃送りかへして呉れた」とあり、これは仲吉本に数箇所入っている「昭和九年三月(二月)尚候爵家原本と校合済 我那覇朝義」と対応している、裏付けられる。つまり、伊波は漸くこの時点で間接的に、尚家本に接しているのではないかということである。さらに、もう少し想像を逞しくすれば、我那覇が校合したものは、「候爵家原本」ではなく、前年一月に「郷土研究室」に入った謄写本ではないかと思われるがどうであろうか。伊波が、仲吉本を送った「昭和九年の一月初旬」は、やはり謄写本が入った前年一月を前提にしていると考えられるのである。仲吉本と校合さ

れた尚家本が、「原本」か謄写本かのいずれにしる、その契機は、「郷土研究室」に謄写本が置かれたことにあるのは、間違いない。

注(7)「尚家本『おもろさうし』は善本ではない」仲原善忠(『琉球新報』56年、後に『全集』第二巻沖繩タイムス社77年所収)、書評「鳥越憲三郎著『おもろさうし全釈』外間守善『文学』第37巻3号、69年」等参照。

注(8)「前に挙げた」例は、紹介した「例言」の例を繰り返している。

注(9)但し、丁ごとの行数は異なる。尚家本は、半丁五行書き、仲吉本は七行書きである。

注(10)オモロの引用は、『校本おもろさうし』の影印(仲吉本)による。なお、田島本と校合して安仁屋本との異

同があれば、それをとる。以下、同じ。

注(11)注(2)の拙論参照。

注(12)注(1)の池宮論文参照。なお、池宮は同論文で、「おもろさうし」書き改めの際、「具志川本」といわれるものが全面的に利用されたとする伊波以来の説にも、否定的な見解を示している。これも、指示できるものがある。

注(13)引用は、『評定所本 混効験集』(沖縄県教育委員会 昭59年)による。傍点を、施した部分は、『混集』の坤巻をいっただものだろう。

注(14)拙論「混効験集」についての考察―「混集」引用文献を中心に―(『琉球の言語と文化』論集刊行委員会82年)参照。

注(15)三―137の短文注「尚豊王御世崇禎十三年庚辰年(一六四〇年、筆者注)七ヶ月雨降続水溢之時此おもろとしよりおわたること云おもろ(五―217か。筆者注)式ふしからめき候間雨止たるよしなり、米須親雲上廿五歳之時と直伝承る」は、明らかに編纂者の一人が、「米須親雲上」本人から直接聞いたものと思われる。

注(16)引用は、『琉球史料叢書』第一巻横山重他編纂(東京美術 昭47年)。以下、同じ。また、次の「中山世譜」

の引用も、同第四巻による。

注(17)『王府おもろ』五曲六節の詞章について(『山内盛彬翁 王府おもろ』沖縄市教育委員会83年)参照。

注(18)もちろん、総てのオモロが鼓で謡われていたわけではなからうが、オモロに唯一登場する楽器が、鼓である。

注(19)他に、「祝いの時」という詞書がある。これは、どのような場面の「祝ひ」なのかよくわからない。もう一つ、

安仁屋本系のみにあるオモロ(二二―155)には、「御冠船之御時おもろ」という詞書が付いている。

注(20)注(1)及び注(7)の池宮論文参照。

注(21)『沖縄語辞典』国立国語研究所編集(大蔵省印刷局 昭50年)参照。

注(22)『おもろさうし』の書誌学的意義 上江洲敏男(『解説おもろさうし』ひろぎ社 昭55年所収)参照。

〈補注〉

本稿は、一九九三年一〇月五日、八日、一日にわたって『琉球新報』(朝刊)に掲載された拙論「尚家本おもろさうし」を、詳細に論じたものである。